

局長が指定する電子情報処理組織を利用して行う開示請求に関する事務取扱要綱

平成16年3月31日
15交総第2528号

平成21年3月31日
20交総第1160号

最終改正 平成28年11月10日
28交総第875号

第1 趣旨

この要綱は、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年東京都条例第147号）第3条の規定に基づき、局長が指定する電子情報処理組織（以下「情報公開用システム」という。）を利用して行う開示請求（以下「開示請求」という。）の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 開示請求の方法

- 1 開示請求をしようとするものは、東京電子自治体共同運営システムが発行する利用者ID及びパスワードを取得した上で、情報公開用システムの申請様式画面から、次のいずれかの方法により開示請求を行う。
 - (1) 公文書の件名又は内容を直接入力する方法
 - (2) 公文書を検索して特定する方法
- 2 1(2)は、公文書一件ごとに開示請求を行うものとし、一件の公文書の一部のみを特定することはできない。

第3 開示請求の受付

開示請求の受付は、情報公開用システムのサーバに請求に係るデータが記録されることにより行われる。この場合、当該データがサーバに到達した日を、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第12条第1項に規定する開示請求があった日とする。

第4 開示請求の補正

第2 1(1)による方法で開示請求を行った場合で、開示請求文書を特定できなかったときには、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めるものとする。開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、請求を却下する（却下する場合の処理については、東京都交通局情報公開事務取扱要綱（平成12年2月10日11交総第212

8号) 第3 5(10)を準用する。) 。

第5 開示請求の收受処理

1 公文書の件名又は内容を直接入力する方法

(1) 開示請求の確認

生活文化局広報公聴部情報公開課(以下「情報公開課」という。)から通知を受けた総務部お客様サービス課(以下「サービス課」という。)は情報公開用システムを用いて、当該開示請求の内容を確認する。

(2) 開示請求の主務課への送付

開示請求の内容を確認したサービス課は、東京都高度情報化推進システム(以下「TAIMS」という。)の電子メールを用いて、速やかに開示請求に係る公文書の主務課の組織端末に当該開示請求を送付する。送付を受けた主務課は、文書総合管理システムの受信電子文書一覧から收受の処理を行う。

2 公文書を検索して特定する方法

(1) 開示請求の確認

サービス課は、開示請求を受け付けたときは、情報公開用システムを用いて、当該開示請求の内容を確認する。

(2) 開示請求の主務課への送付

開示請求の内容を確認したサービス課は、TAIMSの電子メールを用いて、速やかに開示請求に係る公文書の主務課の組織端末に当該開示請求を送付する。送付を受けた主務課は、文書総合管理システムの受信電子文書一覧から收受の処理を行う。

第6 收受後の開示請求の取扱い

開示請求を受け付けた主務課又はサービス課は、必要に応じて開示請求者と連絡を取り、開示請求に係る公文書が開示請求者の請求の趣旨に合致していることを確認する。

第7 開示決定等の登録

サービス課は、主務課から開示決定の通知を受けたときは、情報公開用システムを用いて直ちに結果の登録を行う。

第8 開示請求の取下げ

1 開示請求者による開示請求の取下げ

開示請求者は、開示請求を取り下げの場合、原則として情報公開用システムを用いて取下げの申請を行うものとする。

サービス課は、その取下げ申請を受け付けたときは、速やかに主務課に送付し、送付を受けた主務課は、文書総合管理システムの受信文書一覧から收受の処理を行う。

2 実施機関からの開示請求取下げの依頼

主務課又はサービス課は、開示請求に係る公文書が次のいずれかに該当するときは、開示請求者に十分な説明を行った上で、情報公開用システムによる開示請求の取下げを依頼することができる。この場合、主務課は、開示請求者の請求権を侵害することがないように、最大限配慮しなければならない。

(1) 条例第2条の2に該当する場合

本条に該当する場合は、法令の規定により閲覧手続等が定められているので、取下げの依頼に先立ちその旨を説明し、当該文書の所管部署を案内する。

(2) 条例第18条に該当する場合

本条に該当する公文書は、他の制度等による閲覧等ができるので、取下げの依頼に先立ちその旨を説明し、閲覧等の手続や閲覧等ができる場所を案内する。

(3) 開示請求者が第2-1(2)による方法で開示請求を行った場合で、開示を希望する公文書が開示請求に係る公文書の一部であるとき。

(4) 開示請求によらずに情報提供ができる場合であって、情報提供によることについて開示請求者の了解が得られた場合

第9 個人情報の適切な管理

サービス課及び主務課の組織端末に記録された、開示請求者に係る個人情報、事務遂行上必要な期間の終了した後速やかに消去する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。